

# 令和6年度認可外保育施設利用助成制度

## 後期分（令和6年10月～令和7年3月分）について

市内の認可保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）（以下「認可保育所等」という。）の入所を待機中に認可外保育施設を利用されている方へ、保育料の一部を助成しています。

### 補助対象となる方（下記の6つの条件すべてに該当する方）

- 1 市内に居住している方
- 2 市内の認可保育所等への入所を希望し、申込みをしているものの、入所できず待機となっている方  
※市内の認可保育所等の入園審査の対象となっていること（認可保育所等の審査対象となっていない期間、待機してもよい入所意思の場合、認可保育所等の内定を辞退した月は補助対象外）  
※湘南ライフタウン堤地区にお住まいで、藤沢市の認可保育所等を待機している方は対象となる場合があります。
- 3 児童の保育が必要とされる要件を満たしていること  
※認可保育所等に準じた基準になります。（求職中及び育児休業中、要件を満たしていない月は補助対象外）
- 4 認可外保育施設と月極契約をしていること（茅ヶ崎市以外の認可外保育施設でも対象）  
※一時預かり、事業所内保育（従業員枠）、院内保育園、幼稚園類似施設（届出対象施設の幼稚園を含む）、企業主導型保育（地域枠・従業員枠）は補助対象外。
- 5 認可外保育施設の保育料を滞りなく納入していること
- 6 0歳児から2歳児クラスまでの市民税課税世帯（幼児教育・保育の無償化対象者と重複できません）  
※当該年度の4月1日時点で2歳までの児童が対象（4月2日以降に誕生日を迎え満3歳に達しても、その年度中は補助対象となります）

### ○申請期限（保育課の窓口へ持参、または郵送）

窓口：令和7年3月31日（月）17時まで

郵送：令和7年3月31日（月）消印有効

※期限後に提出された補助金交付申請書は、受理できません。

なお、施設が発行する在籍証明書兼保育料納入済証明書が提出期限に間に合わない場合でも、補助金交付申請書は期限までに必ず御提出ください。

## ○補助金額

対象児童一人につき、認可外保育施設に現に支払っている保育料の月額と月額5,000円のいずれか少ない金額。補助金額については、申請書類を審査後、決定通知を郵送いたします。

※認可外保育施設の保育料は、基本額(給食費込)のみで、おやつ代や延長保育代は含みません。

## ○必要書類

- (1) 補助金交付申請書(窓口もしくは市ホームページより取得可能)
- (2) 在籍証明書兼保育料納入済証明書(窓口もしくは市ホームページより取得可能)
- (3) 保育が必要とされる事を証明する書類(必要に応じて提出を依頼します)

※(1)(2)について、児童ひとりにつき1枚書類が必要です。

※(2)は認可外保育施設が記載したもののみ、有効となります。(施設へ記載を依頼してください)

## ○注意事項

- ・「児童の保育が必要とされる要件」は、認可保育所等申込み時に提出された就労証明書等に基づいて判断いたします。「児童の保育が必要とされる要件」を満たさない場合は、助成対象月から除かれることとなります。なお、就労状況等の確認が取れない場合は、就労証明書等の提出を依頼する場合があります。
- ・補助金交付申請書は記入例を参考に御記入ください。
- ・市の財政状況により令和7年度以降、助成額の変更や本助成制度が休廃止となる場合があります。

事務担当 茅ヶ崎市こども育成部保育課認定給付担当  
電 話 0467-81-7172